

平成24年12月27日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

## 退職金引き下げ措置についての団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

このたびの退職金引き下げ措置は、重大な不利益変更をもたらすものであり、職員の退職後の人生設計に甚大な支障を与えます。また、労働契約法および労働基準法に違反する恐れが強いものです。このことは、団体交渉および事務折衝でもたびたび指摘してきました。さらに、規則改正の提案が非常に唐突であり、かつ、職員への周知を一回のメールですまそうとしています。岐阜大学役員会が、真摯に職員と向き合い、理解と同意を得ようとしているとは到底思えません。それにも関わらず、「国家公務員と同じ水準の退職金でなければならない」という「理由」だけで、1月1日付の規則改正を強行しようとしています。

職員組合は以下の理由で、今回の退職金引き下げ措置に反対します。

- 1) 職員が納得できるような合理的な説明が未だになされていない。
- 2) 今回の措置は、労働契約法および不利益遡及を禁じた労働基準法に違反していると考えられる。
- 3) 仮に国家公務員準拠の考え方を準拠するにしても、それならば、国家公務員および引き下げの対象となる法人職員を総合して退職金の水準を出し、それと民間とを比較して算出された調整率でないと、筋が通らない。「高い水準」の国家公務員の平均退職金を基に算出した調整率を「低い水準」の法人職員にも適用するのは、不当かつ非合理的である。
- 4) 2回目の団体交渉が実施されない、職員に対する説明会も開催されていない、さらに不利益変更に対する代償措置も提起されないということなどから、役員会には「労働者を守る」という経営者として当たり前の意識が乏しいと思われ、職員に対する誠意が感じられない。

以上の点について役員会が何ら対応策を講じず、退職金引き下げに関わる規則改定が強行実施されるならば、何らかの対抗措置も考えざるをえません。

岐阜大学職員組合は、1月1日付での退職金引き下げに関わる規則改定を強行実施しないこと、退職金引き下げ措置の詳細を職員に対して十分に周知・説明し、職員の同意を得る努力をすることを、強く求めます。第2回目の団体交渉を開催し、労働法違反に関する事項、岐阜大学独自に退職金の減額分を補填できないとする具体的な財源的根拠や検討過程、どうしても不利益変更を行う場合の代償措置について交渉に応じることを重ねて要求します。

以上